

証券コード8530
平成30年6月5日

株主各位

名古屋市中区栄三丁目33番13号
株式会社 中京銀行

取締役頭取 永井涼

第112期定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第112期定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当行の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分までに議決権行使していただきまますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時

2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目33番13号

当行本店8階大会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第112期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件
 2. 第112期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1)郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2)インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「議決権行使等についてのご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

(3)重複行使の取扱い

議決権行使書用紙とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

◎議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」および連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <https://www.chukyo-bank.co.jp/ir/meeting/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「個別注記表」「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.chukyo-bank.co.jp/ir/meeting/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

招集
通知

事業
報告

計算書
類

監查
報告

株主總會參考書
類

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 平成 30 年 6 月 22 日（金曜日）午前10時

**場 所 名古屋市中区栄三丁目33番13号
当行本店8階大会議室**

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成 30 年 6 月 21 日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 平成 30 年 6 月 21 日（木曜日）午後5時30分まで

- ① 株主さま以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主さまのご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使の際のご注意

- ① 議決権行使書用紙とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ② インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ③ インターネットによる議決権行使は、平成30年6月21日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
なお、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo！ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。）
※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo！」は米国Yahoo！Inc.の商標または登録商標です。
- ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

**インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ**

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

添付資料

第112期（平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで）事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

(主要な事業内容)

当行は本店等87カ店において、預金、貸出、内国為替、外国為替、有価証券投資等の業務、および国債、投資信託、保険等の窓口販売業務、ならびにそれらに付随する業務を行っております。

(金融経済環境)

当期における国内経済を振り返りますと、輸出の持ち直しや生産の増加により企業収益が改善するとともに、設備投資が増加するなど緩やかな景気回復が続きました。

当地区におきましても、海外経済の緩やかな回復により、輸出や生産の増加などから、企業の積極的な設備投資スタンスが維持されるとともに、雇用や所得環境が改善し、個人消費も緩やかに持ち直しました。

こうした中、金融情勢につきましては、日本銀行による長短金利操作付き量的・質的金融緩和の継続により、長期金利はマイナス0.02%～プラス0.10%の範囲で推移しました。また、翌日物金利は、マイナス0.08%～マイナス0.02%の範囲で推移しました。株式市場におきましては、年度を通じて上昇基調が続きましたが、2月以降は海外経済の不確実性の懸念から下落し、年度末の終値は前年度末比2,545円上昇の21,454円となりました。

(事業の経過および成果)

このような金融経済情勢の下、当行は平成27年4月からスタートさせた第16次中期経営計画に基づいて、様々な施策を展開し、存在感のある地域金融機関としての企業価値の向上に努めてまいりました。

個人のお客さまに対しましては、電子マネーチャージサービスの開始やスマートフォンアプリの提供に加え、安定的な資産形成に向けた定期預金や外貨定期預金の各種キャンペーンの展開、投資信託および保険商品のラインナップの拡充など、多様なニーズにお応えしてまいりました。

事業を営むお客さまに対しましては、健全な資金需要に積極的にお応えするため、お客さまの事業力を的確に評価した融資や、創業・新規事業支援、海外進出支援、事業承継の提案やビジネスマッチングへの取組み強化など、幅広いニーズにお応えしてまいりました。

地方創生への取組みの一環として、地域産業の振興や地域経済の発展を図ることを目的に、当行営業地域内の自治体や経済団体、大学との連携強化を進めました。また、地域資源の活用や地域産業の競争力強化につながる取組みを行っているお客さまを対象に、融資商品「中京地方創生ファンドーα」を積極的に提案いたしました。行内組織では、事業性評価室を設置し、事業を営むお客さまの事業内容や成長可能性などを分析し、お客さまとの対話を重ねることにより、事業上の課題に対する提案活動などを行う取組みを開始しました。

店舗につきましては、平成29年5月に一宮南支店を新築、7月に勝川支店を新築移転し、お客さまの利便性向上のために店舗設備の充実を図りました。

期末現在の店舗数は、インターネット支店を含め87ヵ店、店舗外ATMは、前期末比1ヵ所減少の45ヵ所となっております。引き続き地域のお客さまの利便性を考慮しつつ、店舗、店舗外ATMの新設、移転や統合を検討してまいる所存です。

また、当行では「エコ」宣言を実施しており、「私たちは、環境に配慮した活動を通じ、地域社会に貢献します」の方針に沿って、今期も「エコ定期預金」を募集し、残高の一部に相当する額を緑化団体に、「エコ投資信託」の信託報酬の一部を環境保全基金に寄付致しました。

当行は今後とも、環境に配慮した活動を通じて、積極的に社会に貢献してまいります。

このような取組みの結果、当行の業績は次のとおりとなりました。

預金につきましては、各種キャンペーンの実施など魅力ある商品の提供により、お客様の資金運用ニーズにお応えした結果、期中163億円増加し、期末残高は1兆7,730億円となりました。

貸出金につきましては、中小企業のお客さまを主な対象に事業性を評価した融資の推進や、個人のお客さまに対する住宅ローンの取組みなどにより、期中63億円増加し、期末残高は1兆3,044億円となりました。

有価証券につきましては、国内債券の償還などにより期末残高は期中232億円減少し5,550億円となりました。

収益面につきましては、利回り低下による貸出金利息の減少や貸倒引当金戻入益の減少などにより、経常収益は前期比979百万円減少し28,816百万円となりました。経常費用は預金利回りの低下による支払利息の減少や、営業経費の減少などにより、前期比173百万円減少し24,698百万円となりました。以上の結果、経常利益は前期比806百万円減少し4,117百万円、当期純利益は前期比684百万円減少し2,775百万円となりました。

自己資本比率につきましては、前期比0.85ポイント低下し、8.33%となりました。

(当行が対処すべき課題)

我が国経済は、企業収益の改善に加え、堅調な雇用・所得環境を受けて個人消費が持ち直すなど、緩やかに回復しておりますが、一方で、人手不足や原材料価格の高騰、海外における政治的な混乱や地政学リスクの高まり、為替・株価の変動、マイナス金利の継続といった不安要因もあり、先行きは不透明な状況にあります。

また、当行の主要な営業地域である愛知県では、金融機関間の競争も一段と厳しさを増しており、こうした状況は今後も続くものと予想されます。

更に、中長期的には、少子高齢化やグローバル化の進展に伴う国内外の市場変化への対応など、多くの課題があるものと認識しております。

このような厳しい経営環境のもと、平成30年4月から第17次中期経営計画<中京アクションプラン17>を開始、都市型地銀として更なる成長を目指し、各種施策に取り組んでまいります。

その基本戦略は、①営業力の強化：エリア制導入により、営業体制を抜本的に見直し、効率的、効果的に収益を強化する、②生産性の向上：生産性向上のためのシステム投資を推進し、本部・営業店業務の見直しを図る、③人材育成：学習環境を整備するなど自己啓発を推進し、行員一人ひとりの成長を促す、の3つで構成しております。

これからも多様化するお客様のニーズに感謝の気持ちをもってお応えすることで、金融サービスを通じて地域経済の発展や活性化に貢献してまいる所存です。

株主の皆さんにおかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預 金	17,171	17,191	17,567	17,730
定 期 性 預 金	8,653	8,382	8,244	7,943
そ の 他	8,518	8,809	9,322	9,787
社 債	200	150	150	50
貸 出 金	12,608	12,746	12,980	13,044
個 人 向 け	2,826	2,899	3,013	3,120
中 小 企 業 向 け	7,044	7,128	7,502	7,712
そ の 他	2,737	2,719	2,464	2,211
商 品 有 価 証 券	1	-	-	-
有 価 証 券	5,664	5,759	5,782	5,550
国 債	2,310	2,332	2,201	2,043
そ の 他	3,354	3,427	3,581	3,506
総 資 産	19,122	19,185	19,520	19,614
内 国 為 替 取 扱 高	67,240	69,057	71,022	73,466
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 1,156	百万ドル 918	百万ドル 785	百万ドル 869
経 常 利 益	百万円 5,195	百万円 5,494	百万円 4,923	百万円 4,117
当 期 純 利 益	百万円 2,800	百万円 3,801	百万円 3,459	百万円 2,775
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 13 02	円 銭 176 23	円 銭 159 82	円 銭 128 03

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 中小企業向け貸出金は、「中小企業基本法」第2条に定める中小企業者に対する貸出金であります。

3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

4. 平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、平成27年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,204人	1,213人
平 均 年 齢	39年 8月	39年 10月
平 均 勤 続 年 数	16年 9月	17年 0月
平 均 給 与 月 額	383千円	383千円

(注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を含んでおりません。

2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与および通勤手当は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

		当 年 度 末	前 年 度 末
		店	うち出張所 (1)
愛 知 県		67	
三 重 県		15	(0)
静 岡 県		1	(0)
奈 良 県		2	(0)
大 阪 府		1	(0)
東 京 都		1	(0)
合 計		87	(1)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を45ヵ所（前年度末46ヵ所）設置しております。

□ 当年度新設、廃止、種類変更営業所は以下の通りであります。

○新設営業所

該当ありません。

○廃止営業所

該当ありません。

○種類変更営業所

該当ありません。

また、当年度において、店舗外現金自動設備の新設・廃止は以下の通りであります。

○店舗外現金自動設備の新設

該当ありません。

○店舗外現金自動設備の廃止

フィールハーモニー出張所（愛知県稻沢市）

ハ 銀行代理業者の一覧

該当する事項はありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当する事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,355
---------	-------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
(新設)	
一宮南支店新築工事	288
勝川支店新築工事	249

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当する事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	設立年月日	資 本 金	当行が有する子会社等の議決権比率	そ の 他
中京ビジネスサービス株式会社	名古屋市中区栄三丁目33番13号	不動産調査業務	昭和36年12月25日	百万円 30	% 50.33	—
株式会社中京カード	名古屋市東区代官町20番5号	クレジットカード業務 信用保証業務	昭和59年7月10日	60	66.59	—
キキョウサービス株式会社	名古屋市中区栄三丁目33番13号	不動産管理業務	昭和45年3月25日	10	37.50	—
中京ファイナンス株式会社	名古屋市中区栄三丁目33番13号	集金代行業務	昭和43年8月21日	50	32.14	—
中京総合リース株式会社	名古屋市中区丸の内一丁目15番15号	リース業務	昭和54年10月12日	50	5.00	—

(注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 当行の子会社および関連法人等は、上記の5社であります。

なお、当期の連結経常収益は29,734百万円、連結当期純利益（親会社株主に帰属）は3,080百万円となりました。

3. 平成30年4月1日付で当行の子会社である中京ファイナンス株式会社、中京ビジネスサービス株式会社およびキキョウサービス株式会社は、中京ファイナンス株式会社を存続会社として合併いたしました。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫262金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合130組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連717（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 三菱UFJ銀行、愛知銀行、名古屋銀行、百五銀行、十六銀行、第三銀行との現金自動設備の相互利用提携において、現金自動引出しに伴う他行利用手数料を相互に無料とするサービスを行っております。
6. セブン銀行、イーネット、ローソン・エイティエム・ネットワークスおよびイオン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備で現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
7. ファミリー・マート（愛知県内・岐阜県内ののみ）との提携により、コンビニエンス・ストア等の店舗内に設置した現金自動設備で現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当する事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
深町正和	取締役会長（代表取締役）		
永井涼	取締役頭取（代表取締役） (執行役員兼務)		
小島教彰	取締役専務執行役員 (代表取締役) 総合企画部 経営企画室 東京事務所 リスク統括部		
石川弘	取締役常務執行役員 事務統括部 資金部		
柴田昌明	取締役常務執行役員 人事部		
村瀬太一	取締役 内部監査部		
若尾俊之	取締役執行役員 融資統括部		
小林秀夫	取締役執行役員 営業統括部 個人営業部		
野村克文	取締役（社外取締役）		
広井幹康	取締役（社外取締役）	株式会社エスカ 代表取締役社長	
宮崎淳司	常勤監査役		
岡田邦彦	監査役（社外監査役）	J. フロント リテイリング株式会社 特別顧問	
村田浩子	監査役（社外監査役）	社会福祉法人 東海テレビ福祉文化事業団 理事 日本赤十字社 愛知県支部 監査委員	
木村和彦	監査役（社外監査役）	菊水化学工業株式会社 社外監査役 日本トムソン株式会社 社外監査役 エムエスティ保険サービス株式会社 社外監査役 東栄株式会社 社外監査役	

- (注) 1. 当行は、社外取締役・社外監査役全員を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届けております。
2. 常勤監査役 宮崎淳司は、社団法人日本証券アナリスト協会検定会員および公認内部監査人として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	12名	(53) 196
監査役	5名	(1) 30
計	17名	(55) 227

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、平成29年6月23日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名（合計3名）を含んでおります。
3. 上記報酬等の額には当事業年度分のストック・オプション報酬額45百万円（取締役9名 45百万円）、および平成30年6月支給予定の役員賞与金10百万円（取締役10名 8百万円、監査役4名 1百万円）が含まれております。
4. 平成18年6月29日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200百万円以内、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。
なお、取締役に対するストック・オプションの報酬額は、平成25年6月21日開催の定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で年額50百万円以内と決議いただいております。
5. () 内書は報酬以外の職務遂行の対価である財産上の利益であります。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
野村克文 (社外取締役)	当行の定款第31条に基づき、社外取締役と責任限定契約を締結。 [社外取締役との責任限定契約の内容] 社外取締役が、本契約締結日以降当行の社外取締役として職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないにもかかわらず法令または定款に違反し、当行に損害を与えた場合、会社法第423条第1項の責任については、損害賠償金額の限度額が、会社法第425条で定められている最低責任限度額とする。
広井幹康 (社外取締役)	当行の定款第43条に基づき、社外監査役と責任限定契約を締結。 [社外監査役との責任限定契約の内容] 社外監査役が、本契約締結日以降当行の社外監査役として職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないにもかかわらず法令または定款に違反し、当行に損害を与えた場合、会社法第423条第1項の責任については、損害賠償金額の限度額が、会社法第425条で定められている最低責任限度額とする。
岡田邦彦 (社外監査役)	当行の定款第43条に基づき、社外監査役と責任限定契約を締結。 [社外監査役との責任限定契約の内容] 社外監査役が、本契約締結日以降当行の社外監査役として職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないにもかかわらず法令または定款に違反し、当行に損害を与えた場合、会社法第423条第1項の責任については、損害賠償金額の限度額が、会社法第425条で定められている最低責任限度額とする。
村田浩子 (社外監査役)	当行の定款第43条に基づき、社外監査役と責任限定契約を締結。 [社外監査役との責任限定契約の内容] 社外監査役が、本契約締結日以降当行の社外監査役として職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないにもかかわらず法令または定款に違反し、当行に損害を与えた場合、会社法第423条第1項の責任については、損害賠償金額の限度額が、会社法第425条で定められている最低責任限度額とする。
木村和彦 (社外監査役)	当行の定款第43条に基づき、社外監査役と責任限定契約を締結。 [社外監査役との責任限定契約の内容] 社外監査役が、本契約締結日以降当行の社外監査役として職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないにもかかわらず法令または定款に違反し、当行に損害を与えた場合、会社法第423条第1項の責任については、損害賠償金額の限度額が、会社法第425条で定められている最低責任限度額とする。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
広 井 幹 康 (社外取締役)	取締役 広井幹康氏は株式会社エスカの代表取締役社長を兼務しております。当行と株式会社エスカとの間に重要な取引関係はありません。
岡 田 邦 彦 (社外監査役)	監査役 岡田邦彦氏はJ.フロント リテイリング株式会社の特別顧問を兼務しております。当行とJ.フロント リテイリング株式会社との間に重要な取引関係はありません。
村 田 浩 子 (社外監査役)	監査役 村田浩子氏は社会福祉法人 東海テレビ福祉文化事業団の理事、日本赤十字社 愛知県支部の監査委員を兼務しております。当行と社会福祉法人 東海テレビ福祉文化事業団、日本赤十字社 愛知県支部との間に重要な取引関係はありません。
木 村 和 彦 (社外監査役)	監査役 木村和彦氏は菊水化学工業株式会社の社外監査役、日本トムソン株式会社の社外監査役、エムエスティ 保険サービス株式会社の社外監査役、東栄株式会社の社外監査役を兼務しております。当行と菊水化学工業株式会社、日本トムソン株式会社、エムエスティ 保険サービス株式会社、東栄株式会社との間に重要な取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
野 村 克 文 (社外取締役)	4年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回中12回に出席。	長年にわたり企業の中核部門に携わってきた豊富な経験に基づき、実践的な視点から、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行っている。
広 井 幹 康 (社外取締役)	9ヵ月	社外取締役就任以降、当事業年度開催の取締役会10回中9回に出席。	銀行業務および監査業務経験者としての専門的見地に加え、幅広い分野における豊富な経験から、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行っている。
岡 田 邦 彦 (社外監査役)	7年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回中11回および監査役会15回中13回に出席。	地域経済界のリーダー的立場であり、幅広い見地から有益的なアドバイスや経営執行等の適法性について客観的・中立的な立場で監査および議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行っている。
村 田 浩 子 (社外監査役)	5年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回中12回および監査役会15回中15回に出席。	教員勤務を経て、愛知県行政の中核部門に携わった経験に基づく幅広い見地から、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行っている。
木 村 和 彦 (社外監査役)	2年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回中12回および監査役会15回中15回に出席。	銀行業務経験者としての専門的見地に加え、幅広い分野における監査業務に携わってきた豊富な経験から、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行っている。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6	25	-

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記報酬等の額には、平成30年6月支給予定の役員賞与金1百万円（社外取締役0百万円、社外監査役0百万円）が含まれております。

(4) 社外役員の意見

該当する事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数

普通株式 50,000千株

発行済株式の総数

普通株式 21,745千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

7,880名

(3) 大株主

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	千株 8,534	% 39.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,181	5.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	988	4.55
ミ ソ ノ サ 一 ビ ス 株 式 会 社	648	2.98
中 京 銀 行 従 業 員 持 株 会	510	2.35
大 同 生 命 保 險 株 式 会 社	470	2.16
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	392	1.81
日 本 生 命 保 險 相 互 会 社	341	1.57
大 和 製 罐 株 式 会 社	296	1.36
中 京 テ レ ビ 放 送 株 式 会 社	263	1.21

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、当行所有自己株式(71千株)を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 株式会社三菱東京U F J銀行は、平成30年4月1日に株式会社三菱U F J銀行に商号変更しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	<p>① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第1回新株予約権</p> <p>② 新株予約権の割当日 平成25年7月31日</p> <p>③ 新株予約権の数 180個</p> <p>④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注） 当行普通株式 18,000株</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 平成25年8月1日から平成55年7月31日まで</p> <p>⑥ 権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	7名
	<p>① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第2回新株予約権</p> <p>② 新株予約権の割当日 平成26年7月30日</p> <p>③ 新株予約権の数 172個</p> <p>④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注） 当行普通株式 17,200株</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 平成26年7月31日から平成56年7月30日まで</p> <p>⑥ 権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	7名
	<p>① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第3回新株予約権</p> <p>② 新株予約権の割当日 平成27年7月30日</p> <p>③ 新株予約権の数 164個</p> <p>④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注） 当行普通株式 16,400株</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 平成27年7月31日から平成57年7月30日まで</p> <p>⑥ 権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	8名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	<p>① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第4回新株予約権</p> <p>② 新株予約権の割当日 平成28年7月27日</p> <p>③ 新株予約権の数 158個</p> <p>④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注） 当行普通株式 15,800株</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 平成28年7月28日から平成58年7月27日まで</p> <p>⑥ 権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権行使することができる。</p>	8名
	<p>① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第5回新株予約権</p> <p>② 新株予約権の割当日 平成29年7月26日</p> <p>③ 新株予約権の数 212個</p> <p>④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 21,200株</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 平成29年7月27日から平成59年7月26日まで</p> <p>⑥ 権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権行使することができる。</p>	8名
監査役	—	—

（注）平成28年10月1日付株式併合（10株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使 用 人 (執行役員)	<p>① 新株予約権の名称 株式会社中京銀行 第5回新株予約権</p> <p>② 新株予約権の割当日 平成29年7月26日</p> <p>③ 新株予約権の数 127個</p> <p>④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 12,700株</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 平成29年7月27日から平成59年7月26日まで</p> <p>⑥ 権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦ 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	9名
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人	—	—

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 篠原孝広 指定有限責任社員 神野敦生	47	(報酬等について監査役会が同意した理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りについて、当行の事業内容等に照らして検証を行ったうえで、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は47百万円であります。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当する事項はありません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理、総合的能力等を会計監査人評価基準に基づき審査し、解任または不再任の必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

7 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当する事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

＜業務の適正を確保するための体制の概要＞

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会の決議により定め、業務の適正を確保する体制を整備しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ 当行は、企業としての価値観を経営ビジョンとして定め、法令等遵守が企業活動の最も基本姿勢である旨を表すとともに、役職員の活動の指針として行動指針を定め、法令やルールを厳格に遵守することを示して、全ての役職員が、この経営ビジョン、行動指針に則って行動するよう、周知徹底を図る。
- ロ 経営ビジョン、行動指針に加えて、取締役会は役職員が遵守すべき行動のあり方をコンプライアンス・マニュアル～役職員行動規範～として定めるとともに、業務運営で遵守すべき事項を網羅したコンプライアンス・マニュアル～銀行業務編～や業務運営に係る各種の基本規則を制定し、その実践的運営により法令等遵守の定着を図る。

- ハ 取締役会は、コンプライアンスに関する諸施策を遂行するための具体的な計画をコンプライアンス・プログラムとして毎期策定し、その進捗状況や達成状況の報告を受けることでフォローアップし、コンプライアンスの周知徹底による実践と定着を図る。
- ニ それぞれの取締役は、業務執行に当たり善管注意義務、忠実義務を果たすため、取締役会における意思決定や、業務執行の監督に責任を負っており、これらを取締役会で規則として定めることで、各取締役が認識する。

(2) 顧客保護等管理体制

- イ 常にお客さま本位で考え、お客さまの満足と支持をいただくため、顧客保護等管理を行う。
- ロ 経営ビジョンおよび行動指針を踏まえて、お客さまの保護および利便性向上に向けた基本方針として、顧客保護等管理方針を策定する。
- ハ 顧客保護等管理を基本的に次の項目としたうえで、各種規程等を制定し、周知を通じて、顧客保護等管理を行う。
 - (イ) 顧客説明管理
 - (ロ) 顧客サポート等管理
 - (ハ) 顧客情報管理
 - (ニ) 利益相反管理
 - (ホ) 外部委託管理

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ 取締役の職務の執行に係る以下の文書、その他重要な情報の保存、管理については、定款、取締役会規程をはじめ主要会議運営に関する諸規則、文書管理に関する諸規則等に定め厳正に運営する。
 - (イ) 株主総会議事録および関連資料
 - (ロ) 取締役会議事録および関連資料
 - (ハ) 常務会議事録および関連資料
 - (ニ) その他重要会議の議事の経過の記録および関連資料
 - (ホ) その他取締役が意思決定を行った稟議書類および関連資料
- ロ 内部監査部は、重要な情報の保存、管理状況について、諸規則に定めた運営がされているかを検証し、その結果を取締役会に報告する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 取締役会は損失の危険を管理するため、リスク管理体制の整備に関する責任と権限を有しており、銀行業務から生じる様々なリスクに対する基本的な考え方やリスクの種類毎の責任部署、管理体制および具体的な管理办法等を定め、規則として制定する。
- ロ 取締役会は、それぞれの業務から生じるリスクを認識し適切にコントロールするため、リスクの種類毎に責任部署を定め、リスクの状況やその管理状況について報告を受ける体制を整備する。
- ハ 取締役会は、リスク管理に関する方針、具体的施策を実行計画として半期毎に策定し、計画の推進を図るとともに、その実施状況を定期的に評価することでリスクのコントロール、管理の高度化、体制の充実を図る。
- ニ 各種のリスクを統合的に把握し管理するため、統合的にリスクを管理する専門部署を設置するとともに、総合リスク管理委員会やALM委員会を設置し、各部門が行っているリスク管理活動を各部門横断的に協議する体制を整備する。

- ホ 内部監査部は、各リスク管理業務について、諸規則および毎期定めるリスク管理の実行計画と整合した運営がされているか、リスクコントロールが有効に機能しているかを検証し、その結果を取締役会に報告する。
- ヘ 自然災害、システムの障害、事務上の事故、情報漏えい、風評等の要因により、業務が著しく遅延若しくは長期にわたり中断する場合、または大きく信用が失墜し、企業としての存続が危ぶまれる状態に陥る可能性が高まる場合を、危機と定義し、基本的な対応体制、判断基準、非常時の対応権限を予め定めるとともに、各要因毎に必要に応じて業務継続のための代替手段や手続を定めることで、平時から危機管理態勢を整備する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 取締役会は、取締役の職務が効率的に行われることを確保するため、取締役会規程その他定める規則に基づき、その責任と権限の委譲を行っている。このうち常務会については、取締役会で決定すべき重要事項の事前審議や、取締役会が決定した基本方針に基づく業務の執行に関する責任権限を有し、原則週1回開催するなど、迅速な意思決定と業務執行を確保する。
- ロ 取締役会は、取締役の職務分担や事務委嘱、各職務の内容に応じた責任と権限の委譲を定め、責任の明確化と業務執行の監督のための体制を確保するとともに、業務の効率性の確保に努める。
- ハ 取締役会は、執行役員を選任し、代表取締役の業務執行上の権限を執行役員に委譲することで、経営方針、経営戦略に沿った業務執行が行われる体制を構築する。
- ニ 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が効率的になされるよう、組織機構における業務分掌と、各業務分掌における職務の内容と責任権限について定め、業務執行の責任の明確化を図る。

(6) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ 当行は、経営ビジョン、行動指針、コンプライアンス・マニュアルで法令等遵守を定めるとともに、定めた諸規則に基づく業務運営を行うことで、法令および定款に適合する体制を構築する。
- ロ コンプライアンスを統括管理するための組織を設置するとともに、各部門および各営業店毎に、コンプライアンスを遂行する責任者としてコンプライアンス責任者と具体的な施策を推進するコンプライアンス管理者を配置する。
- ハ 経営と各部門、各部門間横断でコンプライアンスに関する対応等の協議を行うための会議を開催し、コンプライアンス・プログラムで掲げた施策の推進管理、達成状況の評価を行い、コンプライアンスの実践と定着に向けた取組みを推進し、その状況を経営に報告する。
- ニ 役職員一人ひとりに、倫理観の涵養と業務知識の習得を図りコンプライアンスを定着させるため、集合研修や職場研修を行うとともに、コンプライアンス教育（外部試験や通信教育）の昇格要件への組入れなど教育研修制度を充実させる。
- ホ 法令や定款に反するような事故の発生を未然に防止するため、各部門および営業店における相互牽制態勢の構築や内部監査部による検証、人事ローテーションによる人事管理の徹底を図るとともに、内部通報制度を整備し不正行為の未然防止、組織内の自浄・改善を図る体制を整備する。

(7) 当行ならびにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 中京銀行グループを構成する各会社については、業務の決定および執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
- ロ 中京銀行グループを構成する各会社において業務運営が法令および定款に適合することを確保するため、グループ各社に共通するコンプライアンス態勢の基本事項を定めた規則を定めるとともに、グループ共通の理念、

経営方針に基づき各社の経営が行われるよう、経営管理の基本的考え方や管理方法を定め、各会社の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、各会社から適時に業務の状況について報告を受ける体制を構築する。

ハ 中京銀行グループを構成する各会社のそれぞれの業務に内在するリスクを認識し適切にリスクのコントロールを行うための規則を制定し、リスクの種類毎に当行の責任部署を明確化し、リスク管理状況について報告を受けるとともに、グループ会社の業務が適かつ効率的に行われるよう、適切に指導・助言・監督する体制を構築する。

ニ 当行の内部監査部は、中京銀行グループを構成する各会社との間で監査に関する合意を締結し、法令等に抵触しない範囲で適切に監査を行い、監査結果を当行の取締役会に報告する。内部監査部は各社の業務について適切に監査し検証するための監査手法の構築、ノウハウの蓄積に努める。

(8) 反社会的勢力排除に向けた体制

- イ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫くことを基本として、「反社会的勢力に対する基本方針」を定める。
 - ロ 反社会的勢力に関する情報収集に努め、営業店・本部間での連携を密にし、また外部専門機関との連絡体制を築いたうえで、反社会的勢力との取引の防止に努め、関係を遮断していく体制を整備する。
 - (イ) 対応統括部を設置し、同部は反社会的勢力に関する事項を一元的に統括・管理し、各部店の対応に関する指導・支援を行うとともに、経営に関わる重要な問題と認識した場合には、適切に経営へ報告する。また、各支店に「不当要求防止責任者」を配置する。
 - (ロ) 外部専門機関との連携として、愛知県企業防衛対策協議会に登録の上、必要な情報を収集・交換する。
 - (ハ) 反社会的勢力のデータベースは、当行が入手した情報を一括して対応統括部署が管理する。
 - (ニ) 反社会的勢力に対する基本方針を、「コンプライアンス・マニュアル」に記載するとともに、業務運営の中で周知・徹底する。
 - (ホ) 反社会的勢力への対応を、コンプライアンスカリキュラム内に組み込み、研修等を行い、周知に努める。
 - (ヘ) 金融犯罪への対応を、「コンプライアンス・マニュアル」に記載するとともに、マネー・ローンダリングおよびテロ活動への資金供与等の金融犯罪防止に努める。
- ハ 反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保する。

(9) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

- イ 監査役から、その職務を補助する使用者を置くことを求められた場合には、当該使用者を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（人数、業務経験、業務知識・スキル）については、監査役会の意見を聴取りしその意見を十分に考慮する。

(10) 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項

- イ 監査役の職務を補助する使用者の任命、異動に当たっては、監査役会の意見を聴取し十分に考慮する。
- ロ 当該使用者は、他部署の役職員を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、実績評価、人事考課に当たっては監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

(11) 取締役および使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ 取締役会は、監査役に報告すべき事項を規則に定め、取締役の意思決定や業務執行状況について適切に監査役に報告される体制を構築する。

- 口 監査役は監査の必要に応じて、各部門、各営業店の業務運営状況について、各部門等に対し直接報告を求めることができるものとし、監査役の要請に基づき各取締役、執行役員、部長、営業店長は適切に監査役に報告を行う。
- ハ 取締役会は、取締役会および重要会議等で、決議または報告された事項（子会社からの協議、報告を受ける事項を含む）について、適切に監査役に報告される体制を構築する。
- ニ 内部通報制度の通報先等を定め、通報の状況および通報された事案の内容（当行の子会社等の役職員からの報告を受けた事項を含む）を、通報先等から監査役に報告を行う。
- ホ 内部通報制度による通報も含め、監査役に報告したことを理由として、就業上の不利な取扱いを行うことを禁止する。

(12) 監査役の職務の執行について生じる費用または債務に係る方針

- イ 監査役の職務の執行に必要な費用または債務については、監査役の請求に従い支払その他の処理を行う。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたっては、あらかじめ監査役会と協議をする。
- ロ 取締役会は、監査役が、取締役会はもとより常務会や総合リスク管理委員会等の重要会議に出席し、取締役、執行役員、部長等の業務執行状況について把握できる体制を構築する。このため、取締役会は、重要会議の運営を定める諸規則において、監査役の出席について規定する。
- ハ 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、当行の対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ニ 内部監査部は、監査役からの求めに応じて監査に協力するのみならず、監査役に内部監査の実施状況、各業務部門の業務執行や管理状況について情報提供し、監査役監査の実効性向上に協力する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要是以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われていることを確保する体制

取締役会は、毎月1回開催するほか、必要がある場合は随時開催しております。当事業年度は定例取締役会12回開催しております。また、取締役会規程に基づく決定機関である常務会を48回開催したほか、コンプライアンス常務会を12回開催しております。取締役の職務は、取締役会規程で明確化し、その職務執行状況は、定期的に取締役会に報告しております。

(2) リスク管理体制

当行は、統合リスク管理を推進するための方針および体制整備に係わる重要事項を審議することを目的として、総合リスク管理委員会を設置し、12回開催しております。

また、様々なリスクを総合的に管理するため、専門部署を設置し、各リスクの種類毎に、管理責任部署を明確にした上で、それぞれのリスク特性に応じた管理を行っております。

そして、経営陣がリスクの状況を把握し、迅速に判断できるように、各リスクの状況を定例的に取締役会、常務会へ報告しております。

(3) コンプライアンス体制

当行は、経営ビジョン、行動指針を制定し、全ての役職員がこの経営ビジョン、行動指針に則って行動するよう周知徹底しております。

当行は、コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの策定や研修などを通じコンプライアンスの推進に取り組むとともに、取締役会に対して法令等遵守の状況に関する報告を行っております。また、当行はコンプライアンスを推進するための方針および体制整備に係わる重要事項を審議することを目的に、コンプライアンス常務会を、その傘下にコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに関わる重要事項について審議を行う体制を構築しております。なお、コンプライアンス常務会、コンプライアンス推進委員会は、それぞれ12回開催しております。

また、コンプライアンス上の問題を早期に把握し、自浄能力の発揮による是正につなげるため、社外の受付窓口を含む内部通報制度を構築しております。

(4) 当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

当行は、中京銀行グループを構成する各会社において業務運営が法令および定款に適合することを確保するため、グループ各社に共通するコンプライアンス態勢の基本事項を定めた諸規則を定めております。

また、各会社の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、各会社から適時に業務の状況について報告を受ける体制を構築し、中京銀行グループ経営協議会を2回開催しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役は、取締役会に12回中12回出席し活発に意見を述べたほか、代表取締役との会合を4回行い、経営方針の確認および当行の抱える課題等についての意見交換を行っております。また、常勤監査役は、常務会をはじめ主要な会議に出席し、行内状況の把握に努め、必要に応じて意見を述べるほか、事前又は事後に議案内容又は審議内容についての説明、報告を受けております。

また、監査役は、内部監査部との連絡会を26回、会計監査との会合を19回、会計監査人と内部監査部との三様監査連絡会を2回行うなど、会計監査人および内部監査部と連携し、監査の実効性の確保に努めております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当する事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当する事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当する事項はありません。

12 その他

該当する事項はありません。

第112期末(平成30年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部))金	
現金預け金	67,326	金	1,773,096
現金	17,267	金	97,431
預け金	50,058	金	857,843
有価証券	555,089	金	12,001
国債	204,392	金	5,499
地方債	53,307	金	775,816
公社債	89,342	金	15,090
株式	46,572	金	9,414
その他の証券	161,473	金	5,150
貸出金	1,304,403	金	18,303
割引手形	11,875	金	30,519
手形貸付	55,648	金	28
証券当座	1,021,451	金	19
外國為替	215,427	金	9
外國預金	7,988	金	5,000
外國預金	4,774	金	11,288
買入立替	5	金	845
取扱い資本	3,207	金	361
その他の資本	7,677	金	703
未決済預金	336	金	652
前払費用	0	金	1
未収料金	1,497	金	3,134
融資手数料	3,780	金	2,467
その他の資本	2,063	金	2,210
有形固定資産	19,474	金	108
建物	3,508	金	803
土地	14,390	金	638
リース資産	1,038	金	39
建設仮勘定	15	金	355
その他の有形固定資産	522	金	554
無形固定資産	2,681	金	4,824
ソフトウエア	1,705	金	2,562
リース資産	903	金	4,127
その他の無形固定資産	72	金	1,856,487
前払年金費用	377	負債の部合計	
支払承諾見返金	4,127	(純資産の部合計)	
貸倒引当金	△7,682	(純資産の部合計)	
資産の部合計	1,961,462	負債及び純資産の部合計	1,961,462

第112期(平成29年4月1日から)損益計算書

(単位:百万円)

科 目		金 額
経 資	常 常 収 収 益 益	28,816
金 金 用 利 息 息	20,887	
価 値 出 利 配 金 金	13,487	
の の 拠 入 息 息	7,256	
役 役 等 取 収 利 34	34	
そ の 他 受 入 利 108	108	
そ の の 他 受 入 利 4,844	4,844	
そ の そ の 他 受 入 利 1,423	1,423	
そ の そ の 他 受 入 利 3,421	3,421	
そ の そ の 他 受 入 利 1,550	1,550	
そ の そ の 他 受 入 利 1,315	1,315	
そ の そ の 他 受 入 利 234	234	
そ の そ の 他 受 入 利 1,533	1,533	
そ の そ の 他 受 入 利 141	141	
そ の そ の 他 受 入 利 3	3	
そ の そ の 他 受 入 利 926	926	
そ の そ の 他 受 入 利 462	462	
経 資	常 調 達 費 費	24,698
金 金 利 利 利 利	1,334	
渡 一 預 金 利 利	444	
券 貸 マ ネ 一 利 利	7	
社 用 取 引 払 利 利	△0	
金 金 利 支 払 利 利	8	
利 一 ル 借 金 利 支 払 利 利	0	
の 一 金 金 利 支 払 利 利	86	
務 払 ツ プ 利 支 払 利 利	696	
の 一 他 取 为 引 替 等 手 用 費 費	91	
役 付 ツ の 引 替 等 手 用 費 費	2,232	
そ の 他 取 为 引 替 等 手 用 費 費	317	
そ の 他 取 为 引 替 等 手 用 費 費	1,915	
そ の そ の 他 取 为 引 替 等 手 用 費 費	1,908	
そ の そ の 他 取 为 引 替 等 手 用 費 費	794	
外 国 債 券 納 納 納 納	11,114	
營 そ の そ の 他 債 券 納 納 納 納	18,137	
そ の そ の 他 債 券 納 納 納 納	1,085	
株 そ の そ の 他 債 券 納 納 納 納	40	
株 そ の そ の 他 債 券 納 納 納 納	85	
そ の そ の 他 債 券 納 納 納 納	959	
経 特	定 別 資 産 產 分 分	4,117
特 定 別 資 產 產 分 分	117	
固 定 別 資 產 產 分 分	519	
固 減 別 資 產 產 分 分		
税 法 法 法 当	引 税 前 当 税 期 及 調 利 業	3,715
人 人 人 住 民 稅 期 税 及 調 利 業	668	
人 人 人 期 税 税 税 税 純 利 業	271	
		940
		2,775

第112期(平成29年4月1日から) (平成30年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

資本金	株主資本									自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金			利益剰余金									
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			繰越利益金	利益剰余金合計					
当期首残高	31,844	23,184	23,184	2,815	45	11,000	10,394	24,255	△229	79,055			
当期変動額													
剰余金の配当				173			△1,040	△867		△867			
当期純利益							2,775	2,775		2,775			
固定資産圧縮積立金の積立					81		△81	—		—			
固定資産圧縮積立金の取崩					△4		4	—		—			
自己株式の取得									△22	△22			
自己株式の処分							△15	△15	46	30			
土地再評価差額金の取崩							2	2		2			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）													
当期変動額合計	—	—	—	173	76	—	1,645	1,896	24	1,920			
当期末残高	31,844	23,184	23,184	2,988	122	11,000	12,040	26,151	△205	80,975			

	評価・換算差額等					新株予約権	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
当期首残高	20,372	△285	5,406	25,493	180	104,729	
当期変動額							
剰余金の配当						△867	
当期純利益						2,775	
固定資産圧縮積立金の積立						—	
固定資産圧縮積立金の取崩						—	
自己株式の取得						△22	
自己株式の処分						30	
土地再評価差額金の取崩						2	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,667	△32	△14	△1,714	39	△1,674	
当期変動額合計	△1,667	△32	△14	△1,714	39	245	
当期末残高	18,705	△318	5,391	23,779	220	104,975	

第112期末 (平成30年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目		金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)	
現 金	預 け 金	67,330	預 金	1,764,852
有 価 証 券		555,578	譲 渡 性 預 金	5,150
貸 出 金		1,303,315	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	18,303
外 国 為 替		7,988	借 用 金	30,519
そ の 他 資 産		11,887	外 国 為 替 債	28
有 形 固 定 資 産		19,359	社 会 の 他 負 債	5,000
建 物		3,620	賞 与 引 当 金	18,255
土 地		14,123	退 職 給 付 に 係 る 負 債	660
リ 一 ス 資 産		1,074	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	151
建 設 仮 勘 定		15	偶 発 損 失 引 当 金	355
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		525	繰 延 税 金 負 債	554
無 形 固 定 資 産		2,722	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	4,824
ソ フ ト ウ エ ア		1,708	支 払 承 諾	2,562
リ 一 ス 資 産		938	負 債 の 部 合 計	4,145
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		75		1,855,363
退 職 給 付 に 係 る 資 産		32	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産		564	資 本 金	31,844
支 払 承 諮 見 返		4,145	資 本 剰 余 金	23,994
貸 倒 引 当 金		△8,455	利 益 剰 余 金	29,751
資 産 の 部 合 計		1,964,467	自 己 株 式	△205
			株 主 資 本 合 計	85,385
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	18,728
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△318
			土 地 再 評 価 差 額 金	5,391
			退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△304
			そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	23,497
			新 株 予 約 権	220
			純 資 産 の 部 合 計	109,103
			負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,964,467

第112期(平成29年4月1日から) (平成30年3月31日まで)連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益 資 金 運 用 収 益	29,734
貸 出 金 利 息 有 価 証 券 利 息 配 当 金 預 け 金 利 息 そ の 他 の 受 入 利 息	20,945 13,544 7,258 34 108
役 務 取 引 等 収 益 そ の 他 業 務 収 益 そ の 他 経 常 収 益	5,424 1,751 1,612
貸 倒 引 当 金 戻 入 益 償 却 債 権 取 立 益 株 式 等 売 却 益 そ の 他 の 経 常 収 益	7 4 1,061 539
経 常 費 用 資 金 調 達 費 用	25,160
預 金 利 息 譲 渡 性 預 金 利 息 コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息 債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息 借 用 金 利 息 社 債 利 息 そ の 他 の 支 払 利 息	1,335 444 7 △0 8 0 86 789
役 務 取 引 等 費 用 そ の 他 業 務 費 用 そ の 他 経 常 費 用	2,003 1,908 18,807 1,105
経 特 別 利 益 固 定 資 産 処 分 益 特 別 別 損 失 固 定 資 産 処 分 損 失 減 損 損 失	4,574 117 520 26 493
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 当 期 純 利 益 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	4,171 787 304 1,091 3,080 3,080

第112期(平成29年4月1日から)^(平成30年3月31日まで)連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	31,844	23,856	27,551	△229	83,022	20,473	△285	5,406	△1,099	24,494
当期変動額										
剰余金の配当			△867		△867					
親会社株主に帰属する当期純利益			3,080		3,080					
自己株式の取得				△22	△22					
自己株式の処分			△15	46	30					
土地再評価差額金の取崩			2		2					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		138			138					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						△1,744	△32	△14	795	△996
当期変動額合計	—	138	2,200	24	2,363	△1,744	△32	△14	795	△996
当期末残高	31,844	23,994	29,751	△205	85,385	18,728	△318	5,391	△304	23,497

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	180	107,697
当期変動額		
剰余金の配当	△867	
親会社株主に帰属する当期純利益	3,080	
自己株式の取得	△22	
自己株式の処分	30	
土地再評価差額金の取崩	2	
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	138	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	39	△956
当期変動額合計	39	1,406
当期末残高	220	109,103

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社 中京銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 篠原孝広 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神野敦生 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中京銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社 中京銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 篠原孝広 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神野敦生 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中京銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中京銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

株式会社 中京銀行 監査役会

常勤監査役	宮	崎	淳	司	印
社外監査役	岡	田	邦	彦	印
社外監査役	村	田	浩	子	印
社外監査役	木	村	和	彦	印

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、銀行の社会性・公共性に鑑み、健全経営の観点から内部留保の充実に留意しつつ、株主の皆さんに対し、安定的・継続的な配当を維持していくことを基本方針とし、次のとおりとさせていただきた
いと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、433,498,560円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月25日といたします。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしましたと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
1	ふか まち まさ かず 深 町 正 和 (昭和26年12月17日生)	昭和50年4月 株式会社東海銀行入行 平成14年1月 株式会社UFJ銀行執行役員 平成15年6月 UFJ信託銀行株式会社執行役員 平成17年5月 株式会社UFJ銀行常務執行役員 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員 平成19年6月 エムエスティ保険サービス株式会社代表取締役副会長 平成20年6月 三菱UFJ証券株式会社常務執行役員 平成22年5月 同社退職、当行顧問 平成22年6月 当行取締役副頭取 平成23年1月 当行取締役頭取 平成27年4月 当行取締役会長 現在に至る	3,500株
【取締役候補とした理由】			
		平成14年に株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の執行役員に就任以来、同行日本橋中央支店長、日本橋法人営業第一部長、常務執行役員等の他、UFJ信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）常務執行役員等、MUFGグループ信託、保険、証券会社の役員、副会長等を歴任し、当行取締役頭取を経て、現在、取締役会長を務めております。金融の各事業分野の豊富な経験から得た幅広い知見と高い視野を持ち、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者としました。	
2	なが い 井 りょう 永 井 涼 (昭和32年9月1日生)	昭和55年4月 当行入行 平成13年4月 当行高藏寺支店長 平成15年5月 当行東海支店長 平成17年10月 当行大曾根支店長 平成20年5月 当行浄心支店長 平成22年4月 当行個人営業部長兼営業統括部部長 平成22年6月 当行執行役員個人営業部長兼営業統括部部長 平成24年6月 当行執行役員総合企画部長 平成26年6月 当行取締役総合企画部長 平成27年6月 当行取締役常務執行役員総合企画部長、総合企画部、経営企画室、東京事務所担当 平成28年6月 当行取締役常務執行役員総合企画部長、総合企画部、経営企画室、東京事務所、リスク統括部担当 平成29年6月 当行取締役頭取 現在に至る	1,900株
【取締役候補とした理由】			
		平成22年執行役員に就任以来、個人営業部長、営業統括部部長、総合企画部長を歴任し、取締役および取締役常務執行役員として総合企画部長、総合企画部担当役員等を経て、現在、取締役頭取を務めております。長く当行中枢各部門を務めた豊富な経験から当行の経営全般に精通し、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者としました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
3	小島 教彰 (昭和33年3月9日生)	<p>昭和55年4月 株式会社東海銀行入行 平成14年2月 株式会社UFJ銀行御園法人営業部長兼支店長 平成18年2月 株式会社三菱東京UFJ銀行岐阜支社支社長 平成19年6月 同行名古屋営業本部名古屋営業第四部長 平成21年9月 同行退職 平成21年10月 当行営業統括部部長 平成22年6月 当行執行役員営業統括部部長 平成23年6月 当行執行役員営業統括部長 平成24年6月 当行取締役営業統括部長 平成26年6月 当行取締役名古屋営業第一本部長・本店営業部長 平成27年6月 当行取締役常務執行役員名古屋営業第一本部長・本店営業部長、営業統括部、個人営業部担当 平成29年6月 当行取締役専務執行役員、総合企画部、経営企画室、東京事務所、リスク統括部担当 現在に至る </p> <p>【取締役候補者とした理由】 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）を経て、平成22年当行執行役員に就任以来、取締役および取締役常務執行役員として営業統括部長、名古屋営業第一本部長、本店営業部長等を歴任。現在は、取締役専務執行役員を務め、総合企画部、リスク統括部等を担当しております。営業推進部門の中核に携わり豊富な業務経験を基に当行の業績向上を適切に主導してきた実績から、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者としました。</p>	1,300株
4	若尾 俊之 (昭和33年1月8日生)	<p>昭和55年4月 当行入行 平成15年10月 当行融資統括部主席調査役 平成17年10月 当行新瑞橋支店長 平成18年10月 当行営業統括部部次長 平成20年10月 当行個人営業部部次長 平成21年7月 当行融資統括部部次長 平成24年5月 当行コンプライアンス統括部長 平成25年5月 当行融資統括部長 平成25年6月 当行執行役員融資統括部長 平成28年6月 当行取締役執行役員、融資統括部担当 平成30年4月 当行取締役執行役員融資統括部長、融資統括部担当 現在に至る </p> <p>【取締役候補者とした理由】 平成25年執行役員融資統括部長に就任し、取締役執行役員融資統括部担当役員を経て、現在は取締役執行役員融資統括部長を務め、融資統括部を担当しております。融資部門全般にかかる豊富な知識、経験を有し、融資企画、審査等の管理全般を適切に遂行してきた実績から、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者としました。</p>	1,700株
5※	堀田 晃 (昭和32年12月22日生)	<p>昭和55年4月 株式会社東海銀行入行 平成12年4月 同行システム企画部次長 平成13年2月 同行システム部次長 平成14年1月 株式会社UFJ銀行システム企画部次長 平成14年8月 三和システム開発株式会社出向 平成14年10月 株式会社UFJ日立システムズ出向 平成15年10月 株式会社ユーフィット出向 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行システム部（株式会社ユーフィット出向） 平成19年5月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ出向 平成21年6月 同行退職 平成21年7月 当行事務統括部部長 平成26年5月 当行事務統括部長 平成26年6月 当行執行役員事務統括部長 現在に至る </p> <p>【取締役候補者とした理由】 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）を経て、平成26年から当行執行役員事務統括部長に就任しております。システム全般にかかる豊富な知識、経験を有し、事務管理業務部門全般を適切に遂行してきた実績から、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者としました。</p>	1,000株

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
6	小林秀夫 (昭和36年4月14日生)	昭和59年4月 当行入行 平成16年5月 当行弥富支店長 平成18年1月 当行岡崎支店長 平成20年5月 当行営業統括部営業支援グループ推進役 平成21年7月 当行営業統括部営業支援グループ主席推進役 平成22年7月 当行八熊支店長 平成24年5月 当行浄心支店長 平成25年5月 当行東京支店長兼東京事務所長 平成27年5月 当行営業統括部部長 平成27年6月 当行執行役員名古屋営業第三本部長 平成29年6月 当行取締役執行役員営業統括部長、営業統括部、個人営業部担当 現在に至る	1,300株
7 ※	川井博史 (昭和36年9月11日生)	昭和59年4月 当行入行 平成15年10月 当行師勝支店長 平成17年4月 当行岩倉支店長 平成19年10月 当行桑名支店長 平成22年4月 当行今池支店長 平成24年5月 当行本店営業部部長 平成27年5月 当行名古屋中央支店長 平成28年5月 当行営業統括部部長 平成28年6月 当行執行役員尾張・三河営業本部長 平成30年4月 当行執行役員内部監査部部長 現在に至る	2,000株

【取締役候補者とした理由】

平成27年執行役員名古屋営業第三本部長に就任し、現在は取締役執行役員営業統括部長を務め、営業統括部、個人営業部を担当しております。営業推進部門担当役員としてリーダーシップを發揮し、営業推進を適切に遂行してきた実績から、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者としました。

【取締役候補者とした理由】

平成28年執行役員尾張・三河営業本部長に就任し、現在は、執行役員内部監査部部長を務めております。尾張・三河営業本部長として営業推進部門に携わるとともに、内部管理全般についても適切に遂行する豊富な経験を有していることから、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
8	の　むら　かつ　ふみ 野　村　克　文 (昭和23年4月1日生)	昭和46年4月 東京芝浦電気株式会社入社 平成5年4月 同社財務部資金担当部長 平成11年12月 同社広報室長 平成17年6月 東芝ファイナンス株式会社代表取締役社長 平成20年10月 株式会社日本政策金融公庫常勤監査役 平成25年6月 当行取締役 現在に至る	0株
【社外取締役候補者とした理由】 平成25年当行社外取締役就任。長年にわたる大手企業の中核部門に携わってきた豊富な経験と高い見識に基づき、実践的な視点から取締役会の議案、審議につき的確な助言、提言を活発に行っていただいております。独立社外取締役として、実効性高い経営監督機能を発揮しており、その役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、社外取締役候補者としました。			
9	ひろ　い　みき　やす 広　井　幹　康 (昭和30年9月21日生)	昭和54年4月 株式会社東海銀行入行 平成15年5月 株式会社UFJ銀行五反田法人営業部長兼五反田支店長 平成16年5月 同行リテール営業部長 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行リテール企画部副部長 平成18年6月 同行執行役員証券仲介営業部部長（特命担当） 平成19年5月 同行執行役員東日本エリア支店担当 平成20年4月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員監査部長 平成22年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行常勤監査役 平成26年6月 東栄株式会社取締役社長 平成29年6月 株式会社エスカ代表取締役社長 平成29年6月 当行取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社エスカ代表取締役社長	0株
【社外取締役候補者とした理由】 平成29年当行社外取締役就任。長年にわたる銀行業務等での豊富な経験と高い見識に基づき、実践的な視点から取締役会の議案、審議につき的確な助言、提言を活発に行っていただいております。独立社外取締役として、実効性高い経営監督機能を発揮しており、その役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、社外取締役候補者としました。			

- (注) 1. ※の候補者は新任候補者であります。
 2. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 野村克文、広井幹康の両氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 当行は、野村克文氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。なお同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
 5. 当行は、広井幹康氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。なお同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
 6. 当行は、社外取締役候補者野村克文氏、広井幹康氏との間で、定款の定めに基づき両氏と社外取締役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項が定める額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。両氏が取締役に再任され就任した場合には、当行と両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役岡田邦彦氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当行の 株式の数
茶村俊一 (昭和21年1月31日生)	<p>昭和44年3月 株式会社松坂屋入社</p> <p>平成11年5月 同社取締役</p> <p>平成12年5月 同社常務取締役</p> <p>平成14年5月 同社代表取締役専務取締役</p> <p>平成18年5月 同社社長執行役員</p> <p>平成18年9月 株式会社松坂屋ホールディングス代表取締役社長 株式会社松坂屋代表取締役社長執行役員</p> <p>平成19年9月 J.フロントリテイリング株式会社取締役 株式会社松坂屋代表取締役社長執行役員 株式会社大丸取締役</p> <p>平成22年3月 J.フロントリテイリング株式会社代表取締役社長</p> <p>平成25年4月 同社代表取締役会長</p> <p>平成28年5月 同社相談役（現任） 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ナゴヤドーム社外取締役 白洋舎栄リネンサプライ株式会社社外取締役 長島観光開発株式会社社外取締役 中日本高速道路株式会社取締役会長 中部日本放送株式会社社外取締役 木曽駒高原観光開発株式会社社外取締役</p>	0株

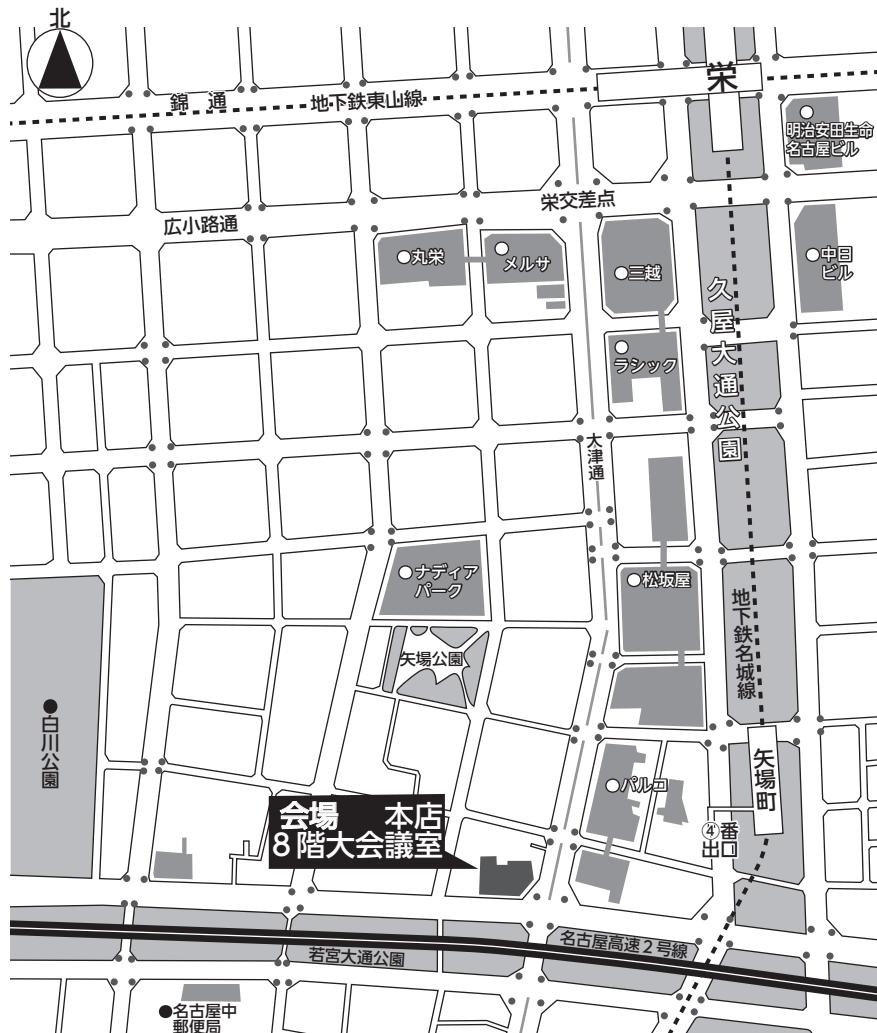
【社外監査役候補者とした理由】

J.フロントリテイリング株式会社において代表取締役社長および代表取締役会長等の要職を歴任され、経営者としての豊富な経験と高い見識を有していることから、当行取締役の業務執行等の適法性について客観的・中立的な監査を適切に行っていただけるものと判断し社外監査役候補者としました。

- (注) 1. 監査役候補者は新任候補者であります。
- 2. 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
- 3. 茶村俊一氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏の選任が承認された場合、当行は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
- 4. 茶村俊一氏が社外監査役として選任された場合、当行は、定款の定めに基づき同氏と社外監査役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項が定める額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定です。

以上

株主総会会場ご案内図



会 場 名古屋市中区栄三丁目33番13号
当行本店 8階大会議室
電 話 052-262-6111 (大代表)
もよりの駅 地下鉄名城線 矢場町駅下車 4番出口



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

